

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会規則第1号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条教育総務課の項第13号中「学校教育職員」を「法第37条第1項に規定する県費負担教職員及び市費負担教職員（教育職俸給表の適用を受ける者に限る。）」に改め、同項中第16号から第21号までを削り、第22号を第16号とし、第23号から第30号までを6号ずつ繰り上げ、同条教職員課の項第2号中「、サービス及び給与」を「及びサービス」に改め、同項第4号中「採用選考」の次に「（学校事務職員及び学校栄養職員を除く。）」を加え、同項第9号中「教職員」の次に「及び職員」を加え、同項第10号中「教職員」の次に「及び職員」を加え、「（健康診断）」を「（教職員の健康診断）」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号の次に次の4号を加える。

- (14) 教職員及び職員の給与及び旅費に関する事。
- (15) 教職員及び職員の恩給、退職年金及び退職手当に関する事。
- (16) 教職員及び職員の雇用保険その他の諸保険に関する事。
- (17) 職員の被服貸与に関する事。

第10条第12号中「、西川学習館、西川多目的ホール」を「及び西川学習館」に改める。

第12条第7号中「及び西川多目的ホールの利用に関する事」を削る。

第14条中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 西川多目的ホールに関する事。

第14条の2第2号中「施設の維持管理」を「維持管理」に改め、同条第13号中「新津図書館」の次に「及び西川図書館」を加える。

第21条第2項の表に次のように加える。

| | | |
|------|-------------|--|
| 教職員課 | 給与・システム担当課長 | 教職員及び職員の給与等に関する事項並びに県費負担教職員の権限移譲に関する事項（給与・福利厚生等、勤務条件の検討に関する事項に限る。） |
|------|-------------|--|

第25条第2項中「学校教育職員」を「教職員」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日より施行する。